

○「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>27の3 <u>四半期財務諸表等規則ガイドライン22の4の取扱いは、規則第27条の3に規定する収益認識に関する注記について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>35-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン23-1-2の取扱いは、規則第35第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産について準用する。</p>	<p>35-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン23-1-2の取扱いは、規則第35第1項第2号に規定する受取手形及び売掛金について準用する。</p>